

○環境保全型農業拡大緊急支援事業

【令和4年度6月専決 150,600千円】

<対策のポイント>

肥料原料の国際市況の影響を受けにくい生産体制の確立と、みどりの食料システム戦略に掲げる2050年までに化学肥料の使用量30%低減に向け、**化学肥料から有機質肥料等への転換**による環境と調和した持続可能な農業の拡大を支援します。

<事業目標>

特別栽培農産物及び有機農産物の面積を拡大させる。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業拡大緊急支援 150,000千円

令和4年産または令和5年産の特別栽培農産物及び有機農産物の作付面積を、前年産より拡大するために要する**有機質肥料等の購入費用**を緊急的に支援します。

助成単価：定額（6,000円以内/10a）

特別栽培農産物※または有機農産物の作付拡大面積に応じて助成 ※地域慣行栽培基準のある作物に限る

支援対象：有機質肥料等の購入費

○支援対象資材

- ・有機質肥料：普通肥料、特殊肥料のうち動植物質由来の成分を含むもの（詳細は実施要領のとおり）
- ・緑肥：収穫せずに田畑にすき込み、次に栽培する作物の肥料とするために栽培する作物の種子

2. 県推進費 600千円

売上げの増加や販路の拡大、消費者との信頼関係の構築など、特別栽培農産物の**取組効果の情報発信**を行う。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○助成単価の考え方

堆肥や有機質肥料への転換に要する費用の3/4相当

